

児童手当  
特例給付  
受給事由消滅届

(宛先)流山市長

		提出年月日	※受付確認年月日
		令和6年 2月 1日	
受給者	(ふりがな) 氏名	ながれやま たろう 流山 太郎	生年月日 昭和50年 1月 1日
	住所	流山市 平和台1-1-1 電話 04(7158)1111	
消滅した受給理由  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 該当するものを○で囲んで下さい。             </div>		1. 受給者が日本国内に住所を有しなくなった 2. 受給者が他の市町村(特別区を含む)に転出した 3. 受給者が児童と別居することとなった(単身赴任の場合を除く) 4. 未成年後見人でなくなった 5. 父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) 6. 児童について、次の事実が生じた ①死亡した ②監護しなくなった ③生計を同じくしなくなった ④生計を維持しなくなった ⑤日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) ⑥里親等への委託又は児童福祉施設等への入所 ⑦その他( ) 7. その他( )	
6の場合における児童の氏名		流山 花子・次郎	
消滅事由の発生した年月日		令和6年 1月 31日	
備考			

◎代理人による提出、あるいは郵送での提出の場合、提出確認に係る御連絡を行う場合がございますので御了承下さい。

## 注 意

- 1 受給者が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を変更したことにより児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当等の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を○で囲んだ場合は、( )内にその理由を具体的に記入して下さい。
- 2 全ての児童が15歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当等の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 3 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 6の⑥は、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所が2ヶ月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。